



自分たちで考え、決定し、町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とする。

2 まちづくりの基本は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、社会的身分又は門地等に関わりなく、個人の人權が尊重されるまちを実現することを旨として行わなければならない。

3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとする。

4 町民及び町は、男女の区別なく自治を担う人材を育成するとともに、参画及び協働の機会を提供するものとする。

第2章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、誰もが平等に個性と能力を発揮し、まちづくり及び町政に参画する権利を有する。

2 町民は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。

3 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービスを等しく受ける権利を有する。

4 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、その自主性が尊重されるときともに、参加すること又は参加しないことよって不利益な扱いを受けないものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、互いを尊重するとともに、個々の能力をいかし、自治の主体としてまちづくり及び町政への参画及び地域の課題の解決に取り組むものとする。

する。

2 町民は、まちづくり及び町政に関心を持ち、参画の機会を積極的に活用するとともに、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

3 町民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者等の責務)

第8条 町内において事業を行う法人等は、その社会的責任を認識し、町民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めなければならない。

第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を的確に把握し、町政に反映させなければならない。

2 議会は、町政運営が適正に行われるよう監視する機能を果たさなければならない。

3 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。

4 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第10条 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

ない。

2 議員は、政治倫理の確立と自己研鑽に努め、積極的に町民の意思を把握するとともに、町民全体の利益を最優先し、町民の信託に応えなければならない。

3 議員は、議会活動及び町政の状況について、積極的に町民に公開するよう努めなければならない。

第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務

(町長の役割及び責務)

第11条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、公正、誠実及び総合的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。

2 町長は、町民の意思及び実情を把握し、町民福祉の増進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

3 町長は、町民の参画及び協働によるまちづくりを推進するとともに、町民との情報の共有に努めなければならない。

4 町長は、職員を指導監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材を育成しなければならない。

(職員の責務)

第12条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、町民の視点に立って職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めなければならない。

4 職員は、参画と協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、自らもまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(審議会等の運営)

第13条 町長等は、町の執行機関に設置する審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するに当たっては、設置目的等に応じて可能な限り公募による委員が含まれるよう努めなければならない。

2 町長等は、審議会等の委員の構成について、男女の比率及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一委員が長期にわたり委員に就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努めなければならない。

3 町長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

4 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 町政の運営

(総合計画)

第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。